

第3次藤崎町地域福祉計画

みんなでつくる
しあわせあふれるまち
ふじさき

ダイジェスト版



平成30年9月
青森県藤崎町

～地域福祉の概念～

「地域福祉」とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方を指します。少子高齢化や核家族化、就業形態の変化など、社会情勢が変化していく中で、家庭や地域のつながりの希薄化が進み、既存の行政や民間のサービスだけでは対応が難しいことが多くなっています。法律や制度による公的なサービスだけではなく、地域に暮らす人々が相互に助け合う関係性を構築し、地域に関わるすべての人が行政や専門機関と協働し、支援を必要としている人を支えていく地域福祉の新たな仕組みづくりが重要となっています。

第3次藤崎町地域福祉計画

整合

(第3次) 藤崎町社会福祉協議会
藤崎町地域福祉活動計画

「みんなでつくる しあわせあふれるまち
ふじさき」

基本理念

基本目標

町等が取り組むこと

連携・協働

住民

町内会

ボランティア

行政

社会福祉協議会

民生委員
児童委員

社会福祉施設

医療機関

学校
保育所

企業

関係機関

関係団体

基本目標 1

住民が活躍できる地域づくり

地域の福祉課題の解決のためには、行政のみならず、住民、団体・事業者等が一体となって取り組むことが必要であり、特に住民の積極的な参加が地域の福祉力の重要な役割を担うことから、住民一人ひとりが地域を支える一員としての意識を持ち、主体となって活躍できる地域づくりを進めます。

基本目標 2

住民が安心して暮らせる地域づくり

行政による包括的支援体制の確立と同時に、日常から福祉に関連する情報の提供や意識啓発、また、発災時の住民同士の避難行動要支援者対策の強化をはじめとする防災体制の強化、防犯・交通安全対策と連動し、高齢者、障がい者、子どもなどすべての住民が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

基本目標 3

住民にやさしい地域づくり

今後も少子高齢化、核家族化が進行し、一人暮らし高齢者の増加が見込まれる中、本人の尊厳が尊重されることを基本に、できるだけ自立した生活が送れるよう、高齢者や障がい者の雇用、就労の支援促進、さらには誰もが外出しやすい公共交通機関の整備充実など、住民にやさしい地域づくりを進めます。

(1) 情報提供の充実

社会福祉協議会広報紙の発行、ホームページ公開、社会福祉協議会ホームページの運用・更新、子育て支援情報発信事業、各種団体等へのPR活動、広報紙発行、ふじさき子育て応援団事業

(2) 地域福祉の意識向上

社会福祉大会の開催、学校におけるボランティア活動の推進、社会福祉体験学習、赤ちゃん・幼児ふれあい体験学習、道徳の時間の充実、町政に関する懇談会の開催

(3) 地域における担い手の育成

社会福祉士養成実習の受け入れ、ボランティアセンターの充実及び人材育成、ゲートキーパー養成研修会、ふじさき地域活性化助成金

(4) 健康づくり・介護予防の充実

介護予防生活支援サービス事業(訪問型・通所型サービス)、一般介護予防事業(介護予防把握事業・地域リハビリテーション活動支援事業)、チャレンジデー、町民運動会、巡回スポーツ教室、ふじさきいきいきスポーツクラブ、生活習慣病予防への取組、生活習慣・社会環境の改善、こころの健康

(5) 参画と交流の場、生きがいづくりの充実

わら細工、いきいき生活大学、文化センター自主事業、藤崎町図書館事業、常盤ふるさと資料館あすか事業、シルバー人材センター事業、津軽地区身体障害者スポーツ大会、いきいきふれあいサロン事業

(1) 福祉サービスの充実

家庭教育支援事業(子育て・親育ち講座)、放課後子ども教室、放課後児童健全育成事業、地域生活支援事業、緊急通報システム福祉安心電話サービスを軸としたボランティア活動の推進、一人暮らし高齢者ふれあい昼食会、子育て応援ネット事業、障がい福祉サービス、地域支援事業

(2) 総合的な相談体制の構築

家庭教育支援事業(家庭教育相談)、人権相談、行政相談、心配ごと相談、地域ネットワーク会議

(3) 防災・防犯体制の充実

災害ボランティアネットワークの構築、避難行動要支援者対策、認知高齢者GPS貸与事業、一礼の日協力事業

(4) 制度の狭間への対応

地域見守り活動事業

(1) 就労支援・生活困窮者対策の充実

雇用情報提供事業、雇用促進(情報・制度周知等)、ファミリー・サポート・センター事業、地域子ども・子育て支援事業、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

(2) 権利擁護の推進と虐待への対応

養育支援訪問(虐待等対策事業)、日常生活自立支援事業、人権啓発活動、人権教室、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度利用事業、障がい者虐待防止

(3) 外出しやすい環境づくり

福祉有償運送事業、高齢者世帯等除雪援助事業、除排雪困難世帯巡回等事業、巡回バス運行事業

○ 地域福祉計画の目的（目指すもの）

藤崎町第3次地域福祉計画は、計画期間を2018年度から2022年度とし、策定するにあたって法律の改正や社会の変化を踏まえたこれからの地域福祉のあり方は以下に示すところです。

（1）新たな時代に対応した地域福祉のあり方

社会福祉法が改正され、地域福祉のあり方はこれまでと大きく変化したと言えます。これまでは、高齢者、子ども、障がい者など、対象者ごとに分類され、各分野において施策が展開され、充実されてきました。しかし、「地域のつながりの希薄化等による地域内の支援力の低下」、「引きこもりなど、制度の狭間にある複雑な問題の存在」、「福祉の担い手不足による、需要（支援ニーズ）と供給（福祉人材）のギャップ」などが見受けられています。地域福祉は地域内の支援力であり、分野横断的な課題への対応とともに、自助・互助・共助・公助の役割分担を踏まえ、福祉の担い手を育成・支援し、対象者の状況に応じた包括的な相談や支援が行える仕組みに転じていく必要があります。

（2）福祉分野共通の課題への対応

災害時の対応や日頃の見守り、地域福祉活動を担う人材・財源確保、就労支援、生活困窮者対策、自殺対策、権利擁護など、各福祉分野に共通する課題があるため、こうした共通課題へのアプローチについても、引き続き検討を進めていく必要があります。

（3）地域の包括的な支援体制の構築

高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等の分野の垣根を超えた、複数分野の困りごとを相談でき、状況に応じて専門家につないだり、必要な情報やサービスを提供したりできるワンストップの相談・支援機関の存在は、地域福祉を推進するうえで、今後重要な役割を担っていくため、関係者とともに地域特性に合った包括的な支援体制を構築していくことが必要です。

（4）地域のつながりの強化

地域の中で住民同士が助け合うためには、日頃からの住民同士のつながりを持つことが必要です。すべての世代を巻き込んだ地域のつながりづくりを進めていかなくてはなりません。

（5）計画の基本理念

この計画は、藤崎町総合計画の健康・福祉分野でめざす、「しあわせあふれる健康・福祉の環境づくり」を踏まえつつ、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人・資源が分け隔てなく「丸ごと」つながることで、その人らしい暮らしができ、生きがいをもって暮らせる藤崎を、住民、団体・事業者、行政が一体となってめざすものです。本計画では、住民一人ひとりが地域の中での自分の役割を果たし、支えあい、住み慣れた地域でしあわせがあふれる生活を生涯にわたって続けていけるように、計画の基本理念を次のとおりとします。

■計画の基本理念■

みんなでつくる しあわせあふれるまち ふじさき